

令和5年3月11日

明光保育園 保護者 各位

明 光 保 育 園

幼児教育・保育の無償化に伴う副食費等の負担に係る 同意書のご提出について（お知らせ）

令和元年度からの保育の無償化と保護者負担について、別添のチラシ、「入園のしおり（重要事項説明書）」及び「保育園からのお願い」に基づいてご説明を行います。

ご説明をご理解いただいた上で別紙「幼児教育・保育の無償化に伴う副食費等徴収に係る同意書」に必要事項をご記入、押印の上、入園時に保育園に提出してください。

○令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化について（概要）

（1）3～5歳児（きい組、あお組、しろ組）

お子様の保育料が無償化されます。ただし、無償化の対象は、保育園の管理や運営に関する経費の部分で、お子様に関する給食費（主食費及び副食費）や延長保育料、教材費、行事費等は、無償化の対象外として、引き続いて、保護者の皆様のご負担となります。

また、年収約360万円未満相当世帯の児童と、すべての世帯の第3子以降の児童（第1子が小学校就学前）は、副食費の支払が免除されます。副食費が免除となる児童の保護者には、海田町からの情報に基づいて、別にお知らせします。

（2）0～2歳児（ひよこ組、あか組、もも組）

住民税非課税世帯は、保育料（副食費を含む。）が無償化されます。ただし、その他の世帯を含めて、お子様に関する延長保育料や教材費、行事費等は、無償化の対象外として、引き続いて、保護者の皆様のご負担となります。

3～5歳児の保護者の皆様へ

10月から、保育料が無償化されます

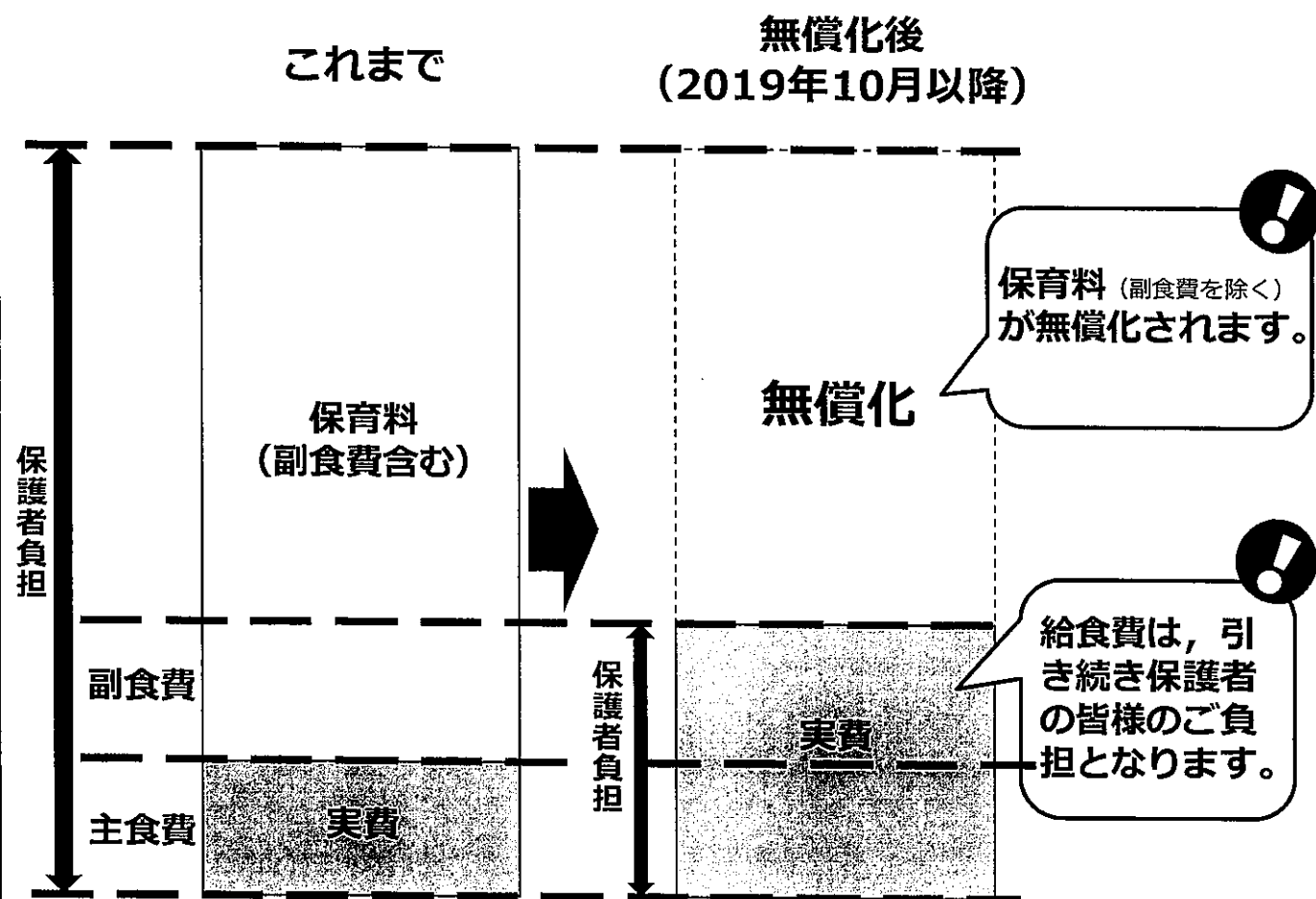
○ 2019年10月から、年少・年中・年長のお子様については**保育料が無償化**されるため、町にお支払いいただく必要がなくなります。

○ **保育所の給食の材料にかかる費用（給食費）**については、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用です。このため、保育所を利用する保護者も、自ら自宅で子育てを行う保護者と同様に、その費用を負担することが原則となりますので、**保育料無償化後も引き続き、保護者の皆様のご負担となります。**

今後は、**主食分と副食分の給食費をまとめて保育所にお支払いいただくこと**になりますので、ご理解・ご協力のほどお願いいたします。

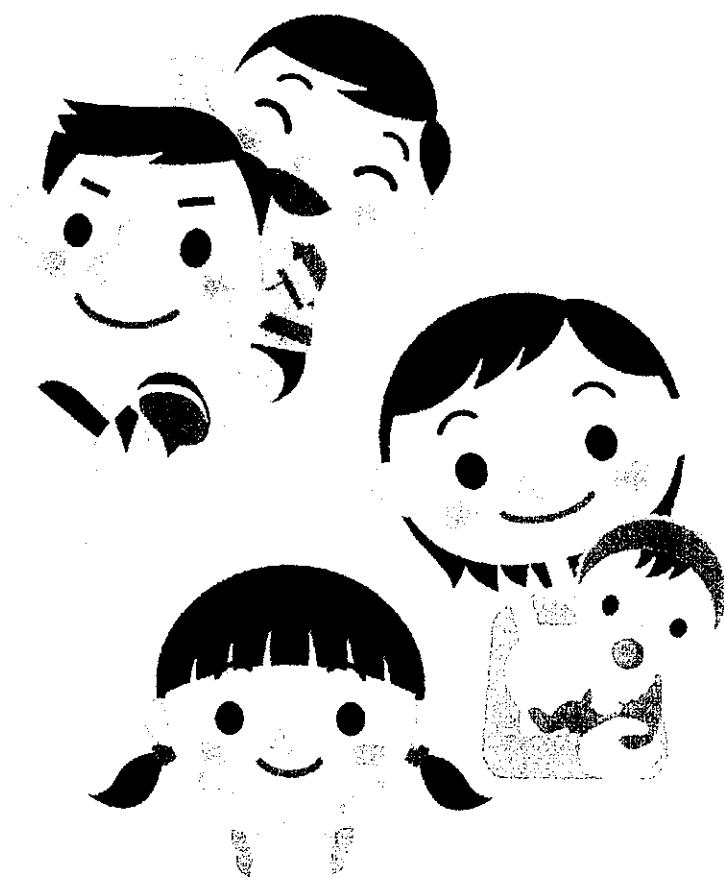
○ 年収約360万円未満相当世帯（市町村民税所得割額57,700円未満の世帯）の子ども、全ての世帯の第3子以降の子ども（第1子が小学校就学前）に限り、副食費（おかず・おやつ等）無償化の対象となります。

イメージ図



0～2歳児の保護者の皆様へ

- 2019年10月から、0～2歳児のお子様については**住民税非課税世帯を対象として保育料が無償化**されるため、町にお支払いいただく必要がなくなります。
- 保育所の給食の材料にかかる費用（給食費）については、これまでどおり保育料に含まれます。



問い合わせ先: 海田町 福祉保健部 こども課
TEL: 082-823-9227

幼児教育・保育の無償化に伴う副食費等徴収に係る同意書

設置者：社会福祉法人 見真会

施設名：明光保育園

所在地：安芸郡海田町稲荷町1番2号

明光保育園における幼児教育・保育の無償化に伴う副食費等の徴収について、次のとおり徴収します。

副食費：月額4,500円（海田町において免除となる場合は不要。）

主食費：月額1,000円

教材費等：実費

行事費：実費

私は、書面（チラシ、入園のしおり等）に基づいて、幼児教育・保育の無償化に伴う副食費等の徴収について説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

住所：安芸郡海田町

園児名前：

保護者名前：

印

園児との続柄：

令和5年3月11日

明光保育園保護者様

明光保育園長

園児の肖像権、作品等の著作権、著作者人格権及び個人情報の
使用に関する同意について（お願い）

本園では、積極的な情報発信をととして、保護者の方や地域の方々に保育方針や保育活動についてご理解をいただき、連携を深めることによって、園児一人ひとりの心身の健やかな育ちにつなげていきたいと考えています。

これを進めるため、新たに作成する「ホームページ」や毎月発行している「園だより」、保育活動を記録したDVDなどにおいて、子どもたちの写真や映像、作品などを使用させていただきたいと考えています。

なお、これを使用するに当たっては、原則として、子どもたちの肖像権、作品等の著作権、著作者人格権及び個人情報の使用に関して、保護者の方の同意が必要です。

これらの使用に当たっては、別紙のとおり配慮を行うこととしていますので、ご理解の上、ご同意をいただきますようお願いいたします。

なお、ご同意をいただける場合には、入園時にご提出ください。

園児肖像権等に関する同意書

私は、社会福祉法人見真会が運営する明光保育園が、次の園児の肖像権、作品等の著作権、著作者人格権及び個人情報を使用することについて同意します。

年 月 日

クラス名 _____

園児の名前 _____

保護者の名前 _____

園児との続柄 _____

別紙

園児の肖像権等の使用に関する配慮事項

1 使用の範囲

(1) 広範使用（使用（閲覧）範囲が特定されないもの。）

ホームページ（外部閲覧用）外部広報（行政，マスコミを含む。），求人情報など

(2) 限定使用（使用（閲覧）範囲が関係者に限定されるもの。）

ホームページ（保護者閲覧用），園だより，保育材料，園内掲示物，保護者向け写真・映像，法人・園内資料及び記録，コンクールへの出展（園児の作品）など

2 使用上の配慮

(1) 広範使用

- ・使用期間は，原則として，1年以内とします。
- ・園児の名誉を傷つけるような使用はしません。
- ・名前，住所，電話番号，生年月日などの個人が特定される情報は使用しません。
- ・画像は，個人が特定されないよう名前の表示を削除するとともに，画像を加工します。ただし，個人を特定する必要がある場合（顕彰など）には，保護者の同意を得た上で使用することがあります。
- ・作品などを加工して使用する場合には，保護者の同意を得た上で使用します。ただし，誤字など明らかな誤りは，著作物の内容を変更しない範囲で修正します。
- ・保護者から当該園児に係るものについて，提供の停止又は削除の要請があった場合は，速やかに提供の停止又は削除を行います。

(2) 限定使用

- ・作品などを加工して使用する場合には，保護者の同意を得た上で使用します。ただし，誤字など明らかな誤りは，著作物の内容を変更しない範囲で修正します。
- ・保護者から当該園児に係るものについて，提供の停止又は削除の要請があった場合は，速やかに提供の停止又は削除を行います。

3 使用制限

保護者の方は，限定使用で提供されたものは家庭内のみで保存，閲覧してください。なお，当園の承諾を得ることなく，複製，加工し，又は第三者に提供しないでください。

また，使用制限が守られていないことが判明したときは，限定使用の全部又は一部の使用，提供を中止することがあります。